

賃金決定理論についての考察と新勢力説の提唱

武 田 実

目 次

はじめに

1. アダス・スミスにおける賃金決定の理論
 - 1-1. 賃金水準を決定するもの
 - 1-2. 異職種労働における賃金差違
 2. 労銀基金説と新労銀基金説
 - 2-1. 労銀基金説（ジョン・スチュアート・ミル）
 - 2-2. 新労銀基金説（ベエーム，パワーク）
 - 2-3. 労銀基金説批判
 3. 賃金生活費説
 - 3-1. リカドの賃金生活費説とカール・マルクスの批判
 - 3-2. リカドの真意と賃金生活費説についての考察
 4. 限界生産力説及び一般均衡理論
 - 4-1. ジェヴオンスの理論
 - 4-2. ウィクゼルの理論
 5. 高田保馬教授の勢力説
 - 5-1. 勢力説の必要性
 - 5-2. 失業の存在とその理由についての理論
 - 5-3. 勢力説からの諸結論
 6. 高田勢力説の位置とその問題点
 - 6-1. 高田勢力説の位置
 - 6-2. 高田勢力説の問題点
 - 6-3. 勢力説の背後にある問題意識
 - 6-4. 現実経済と究極均衡経済
 7. 現実経済における賃金決定
 - 7-1. 自由経済法則の作用していると見られる事例
 - 7-2. 自由経済法則の作用していない事例
 - 7-3. 自由経済法則の分野と勢力作用の分野
 8. 新勢力説とその社会的意義
 - 8-1. 新勢力説
 - 8-2. 新勢力説のもつ社会的意義
- おわりに

はじめに

経済理論は、経済現象を説明するために構築される。既成の経済理論で現実の事態が十分に解説され得ないとしたら、その理論には何処かに不十分の所があるか、又は、その理論が想定していない条件が現実には作用しているからであると考えなければならない。

賃金は如何にして決定されるか。

経済学上の一つの問題であるこのテーマに関し、この観点より考えてみたい。

現在、企業の労働者、技術者、事務員、監督者、管理者、経営者はそれぞれの賃金、給料、報酬を得ている。これ等の賃金、給料、報酬は、それぞれどのような法則に従って現在額に定まっているのであろうか。旧来の経済学説がとらえた法則によって、この現状が十分に説明されるのであろうか。もし十分に説明され得ないとすれば、賃金、給料を現状に定めているものは何なのであろうか。これが本論の主題である。しかし本論に入るに先だち、先ず従来の経済学説がこの問題をどう考えてきたかを概観論評し、最後に私の見解をのべることとする。

(注) 本論で「賃金決定」と言っているのは、「経営者が社員の給料賃金を如何に決定するか」という意味の意志決定を指すものではなく、「社会的に賃金がどうして現在の水準に落着いているのか」ということを意味する。

1. アダム・スミスにおける賃金決定の理論

経済学の始祖と言われるアダム・スミスはこの問題を如何に説いているのであろうか。彼はその著「国富論」第8章において、これを一般的に扱い、第10章において異なる職種の賃金差が如何にして生ずるかを論じている⁽¹⁾。

1-1. 賃金水準を決定するもの

彼は、賃金を高くし、又は低くするものは労働に対する需要であると考えた。そしてこの需要には二つの異なるものがある。一は貴族、金持が、年収の余剰により、召し使いとして労働者を雇用するものであり、一は資本の余剰により、産業労働者を増加するものである。この年収、資本の増加によってのみ労働に対する需要は増加する。年収、資本これが国富であり、この増加によってのみ賃金上昇が可能になる。賃金の高さを決定するものは、国富であるが、国富の大小が必ずしも賃金の高低を決めるものではなく、国富が増大しつつあるか、停滞又は減少しつつあるかによって賃金の高低が決まるとスミスは考えた。即ち「従って労働の賃金が最高であるのは、最も富める国にお

いてではなく、最も繁栄に向いつつある国—言いかえれば最も早い速度で富国に成長しつつある国においてである⁽²⁾」ということになる。そしてその例証として、イギリスは北米より富める国であるが、北米の賃金の方がイギリスの賃金よりも高いことをあげている。

このアダ・ムスミスの論理は素朴であり、理論的には十分に洗練されていないが、基本的なポイントはとらえている。

労働の価格としての賃金は、それが市場原理にまかされる限り需要と供給の関係によって決定される。アダム・スミスは、この需要の増大（その為の前提要件としての国富の増大）のみに着目するので半面的だとも言えるが短期的に一国経済を見る時、そこにおいて職を求める労働者の数は一定と考えられないこともないから、アダム・スミスがこの供給の面を捨象して考えたとしても、それがあながち誤りであるとは言えない。

又、「富める国においてより、富みつつある国において賃金が高くなる」という理論は、そのままでは必ずしも首肯できないが、「富める国においては賃金が高くなり、賃金が高くなると労働者の育児力が高まり（幼児の死亡率の減少により）その結果労働人口が増え、労働力の欠乏現象がなくなり賃金は低下する」ということを彼は説明しており、明確に理論化してはいないが、彼は、この主張において、長期的、労働の供給面を取りあげていることになる。故に彼の真意を忖度してその骨子を理論的に要約すると次の如くなる。「賃金の上下は、自然法則の下では労働に対する需要と供給の関係で決定する。需要を増大するものは国富の蓄積であるが、富める国でもその発達が停滞すると、労働者増加に比し需要が増加しないから、賃金は高くなる。需給関係が労働者にとって有利になり賃金が高くなるのは富める国においてではなく、富みつつある（発展しつつある）国においてである」

しかし現実社会では経済の自由法則を阻害する使用者側の団結や、支配階級の法律による規制、行政の権力的介入のあることを指摘している。これに対抗する労働者の団結もあるが、これは大きさに喧伝されるが実際は弾圧によって効果のあがらないものになっている。それに対し、使用者側の団結は、暗黙裡に又は一般には目につかない形で行われるが、実際には大きな力を発揮していると非難をこめてのべている。

ここには自由経済における法則性の把握と共に自由経済が勢力的なものに阻害されている現実に対する適確な認識がある。

しかし彼は、このような阻害の事実があるにもかかわらず全体としては自然法則が働き、実際の賃金はこれによって決定されていると考えていたようである。スコットランド・イングランド、フランスの賃金水準比較についての彼の論述はこれを示している。

又彼が示した、「経済発展途上の国の賃金が高くなり、富国でも停滞した国の賃金は高くなる」という理論には問題がある。彼のいうように賃金上昇は必ずしも労働力増加をもたらすとは

限らないからである。極貧状態からの賃金上昇は人口増加になるが、一定文化水準に達すると、賃金増加が却て人口抑制の働らきをもつ。この点で彼の理論は修正を要する。

(注) アダム・スミスが自由経済を主張したのは、当時の資本家階級の利益を代弁したものと一般的に理解されていることが多いが、彼が賃金抑制に働く「使用者の団結」「法律」「行政権力」を激しく非難していることを見れば彼は労働者の福祉のために国富の増大策を考えていたことがわかる。又都市に於ける徒弟制度の法制による擁護や、会社設立の制限が、農村地方の犠牲において都市商工業者を利していることを論難している所から考えても、彼を都市資本家の利益の代弁者と考えることは誤りであると思う。

1—2. 異職種労働における賃金差違

富国論第10章は、異なる職種の賃金差違のみならず異なる業種の利益の差違の発生原因をも論じているが、本論では前者を紹介してゆくことにする。職種間の賃金差は、その仕事の性質に由来するものと、(これをパートIで説いている) 政策によるもの(これをパートIIで説いている)とがあるとし、仕事の性質そのものから生ずるものとして次の5をあげている。

- ① 仕事の快、不快
- ② 修得の難易、修得費用の多少
- ③ その仕事の安定性、継続性
- ④ その仕事に託される信頼度
- ⑤ その仕事における成功の可能性の確率

このような問題のとりあげ方は理論的には素朴すぎるが、具体的に各職種の実情をのべている点で興味深いので、次にその詳細を訳しておくことにする。(注、訳文については、英語を日本語に置きかえるだけでなく、まともな日本語をつくりたいと心がけたので、原文の語順をはなれたり、受動態と能動態を逆に表現したりして、多少原文とはなれている所もあるので、これらの点は御了承願いたい。)

① その職業が楽か、きついか。綺麗か汚ないか、世間体がよいか否か。これらによって賃金は変化する。このようにして、大ていの場所では、裁縫師は、^{ヘタオリ}機織職人より年間の稼ぎが少ない。裁縫師の仕事の方が楽であるから。機織職人は鍛冶職人より稼ぎが少ない。機織り職人の仕事が必ずしも楽だというのではないが鍛冶職人の仕事よりも綺麗だから。鍛冶職人は熟練工であっても、単純作業の石炭坑夫が8時間で稼ぐだけのものを12時間働いても、めったに稼げない。鍛冶職人の仕事は、坑夫の仕事程汚くないし、危険度も少なく、日中、地上でやれるから。すべての世間体のよい仕事については世間体がよいということ自身が報酬の中で大きな部分を占める。世間体が悪いということは反対の効果をもつ。屠殺食肉業者の商売は残酷で醜悪なものである。しかし、大ていの場所では普通の商売より利益が大きい……等々。

不快で不名誉だということが、そのような仕事に従事する労働者の賃金を高くすると、同じようにして、そのような仕事に使われる資本の利益率を高くする。宿屋や居酒屋の主人は、その家の持主であることは絶無であるが、酔っぱらいの蛮行に何時もさらされているので、そのやっている仕事はあまり気持のよいものでもなければ名誉あるものでもない。しかし、普通の商売では小資本で、これ程高い利益を生むものは殆んどない。

(注) 居酒屋の主人の勤労に対する報酬と資本に対する利益とが正しく分析されていない。居酒屋の資本を出す人は、別に酔っぱらいを直接相手にするわけではない。資本の利益の差がこれによって生ずると考えたのは誤りである。

② 次に職業を修得することの難易又は修得費用の多少によって賃金は変化する。

高価な機械装置を設立する時には、その機械がそれにかけられた資本を償却し、普通なみ以上の利益を生むだけの働きをするに違いないと期待しているものだ。沢山な労力と時間を費やして特別の器用さと熟練を要する何かの職業を身につけるよう教育された人間は、このような高価な機械装置に比べてもよいであろう。彼が修得した仕事は、一般労働の普通賃金以上に、教育費と、その金額が資本として使われたら一般に稼ぎだすと思われる金額のものを、償うことが期待されている。そして相当な期間の内には、その仕事は、それだけのものを稼ぎだしてくれるのに違いない。機械の耐用期間は正確だが、人間の生命の持続性には、あまり正確性がないということは注意しておかねばならないことだが。熟練を要する労働と普通の労働の間にある賃金の差違は、この原理の上につくられている。精緻な芸術や自由職業の教育には更に忍耐と費用を要する。従って画家、彫刻家、法律家、医者等の金銭的報酬は更に更に潤沢なものであるべきであり、実際にもそうなっている。

(以下は資本の利益についてのべているので略す。)

③ 異なる職種の労働賃金は3番目には、その継続性と不安定性によって変化する。仕事には業種によって極めて安定したものと、そうでないものがある。大ていの工場では、職人は1年中殆んど毎日働けるだけの仕事が保障されている。これに反し石工や練瓦工は霜のおりる季節や悪天候の時期には働くことができない。又そうでない時でも顧客より、その時々注文がなければ仕事をするわけにゆかない。その結果仕事にあぶれることも度々ある。故に仕事のある時に稼ぐものは仕事のない時の生活を支えるものであるばかりか、不安定な状況を考えることによって惹きおこされるに違いない心配や失望の時を償うに足るだけのものでなければならない。(以下利益に関するものは省略)

④ 労働の賃金は4番目には、それを遂行する人に委託されねばならぬ信頼の大小によって変化する。

金細工人や宝石職人の賃金は、他の多くの同程度の熟練者のみならず、遙かにすぐれた熟練度をもつ労働者の賃金よりも何処でも高くなっているものだ。それは彼等に託されざるを得ぬ高価な素材の故である。

我々は医者に健康をまかせる。法律家や弁護士には我々の財産や時には生命や名誉までも委せる。そのような信頼を、いやしい生活の人々に託したのでは安全ではない。故にこれらの人の報酬は、そのような重要な信頼を託するにふさわしいだけの社会的地位を与えるぐらいに多額なものなければならぬ。

これらの人々を養成するためには長い時間と莫大な費用が必要であるが、このことが必然的に上記の事情と結びついて、これらの人の労働の価格を更に高くする。(以下利益についての叙述は省略)

⑤ 異なる職種 of 労働賃金は5番目には、その仕事における成功の可能性によって変化する。異なる職業間にあつては、人が教育された仕事で成功する確率には常に大きな差違があるものだ。機械工関係の仕事では、殆んどすべての人が一人前になれるが、自由業にあつてはそうとは限らぬ場合が多い。完全に公正な「くじ」では、賞に当る人は、賞にあたらなかった人が失っただけと等しいものを得る。1人の成功者に対し20人の人が失敗する職業では、失敗の20人の人が得るはずのものをこの一人の成功者が得ることになる。法律顧問という職業では40才ぐらいで一かどのものとなりはじめると、自分自身の、長く退くつで、高い費用を要した教育の代償のみならず、その職業を志して、ものになりそうにない人達の代償に相当するものを受けとってしかるべきだということになる。法律顧問の料金は、べらぼうに高いように見えても、実際の代償は本来あるべき額に及んでいないのである。それ故、法律という職業における富くじは完全に公正だということには程遠いものである。法律顧問という職業は他の多くの自由職業や名誉ある職業と同じく、金銭収入という点では明かに割のわるいものである。

しかし、これらの職業において他の職業に対してこの報酬水準が(注、失敗の確率を考えれば低すぎる水準が)保たれており、このような不利にもかかわらず、自由高潔な精神の人々の殆んどが、これらの職業に熱心に密集している。それは、二つの異なる要因が、これらの職業を推奨するのに寄与しているからだ。一つは、これらの職業のいずれもがすぐれて卓越しているので、これに名声が付着しており、この名声を得たいとの欲求があるからである。今一つの理由は、すべての人が、多少はあれ、自分の才能にうぬぼれをもつのみならず、自分の幸運を信ずる気持をもっているのが自然なことであるからだ⁽³⁾」

アダム・スミスは当時の賃金報酬が異なる職業で様々であることを観察し、その相違が何によるものかを五つの要因にまとめたわけだ。しかし、これらの職業の賃金の高低は、その職業の有利な点不利な点をバランスするように付与されるものであるから、そうした有利不利を相殺すると賃金は平等になるはずだと彼は考えた。完全に自由競争が行われ、職業に関する情報がゆき渡っているなら、実質的な賃金は平等になる。但し短期的には需給の関係でこの平等性は破られる。又兼業的労働では、主たる労働で生活費を稼いだ上で余暇利用で行われるので一般賃金より低くなる。これは

一般に富裕な国では労働市場が広いのでおこらず貧困な国で主におこることだがとしている。そして「同一地域の労働及び資本は異なる職種にあっても全体としては、その有利不利が全く等しくなるか、等しくなる方向にたえず向うものである。もし、同地域で、何らかの職業が明白に他のものより有利だということであれば、多くの人がこの職業にむらがることになるし、不利だということであれば、多くの人がこの職業を見ずてることになり、その職業はやがて、他の職業と同レベルに復帰することになる。自然の成りゆきにまかされた、完全に自由があり、すべての人が自分に適していると思う職業を自由に選び、自由に職業をかえることのできる社会においては少なくとも、このようなあり方になるであろう。各人の利害関係が有利な職業につき不利な職業を避けるようにさせるであろう⁽⁴⁾」というのが第10章の書き出しであり、又10章パートIの結論も結局この内容となる。

しかし、これについてもアダム・スミスは現実がこの通りになっていないことをパートIIでのべている。即ち、「競争の制限」「競争の人為的激化」「労働及び資本の地域間職種間の自由な移動の妨害」が政策的に行われ、そこに人為的な差別が生れることを問題にしている。

アダム・スミスの問題意識は、当時の社会では「経済の自由競争が抑圧されており、これを排除することが、よりよき社会をつくる」という所にあるのだから、賃金決定に関する理論においても端的にこれが主張されているわけだ。

アダム・スミスの理論は極めて素朴である。部分的には不十分だと見られる所もないではない。例えば、「教育費のかかる職業の賃金は高い」としているが、教育費がかかるから賃金が高いのではなく、賃金が高いから教育費をかけてもこれを志望する人があるのである。賃金が高い理由は別に求められねばならない。しかし一般均衡理論から言えば、高い教育費のかかる職業が成り立っているということはそれをカバーするだけの高い賃金が支払われるだけの需要があることを意味するのだから結局彼の言っていることもあながちに間違いとも言えない。自由経済の下での賃金決定の基本的メカニズムは本質的な所では、すでにアダム・スミスによってとらえつくされているとも言えるわけで、ただその理論的精緻さは、後代の経済学の発展（限界効用説、一般的均衡理論）にまつことになる。（注、精緻を極めた後代の一般均衡理論体系も、この素朴なアダム・スミスの言葉以上のことを語るものではない。）

又、アダム・スミスは、自由経済のメカニズムをとらえると共に、それを阻害している勢力的要素が働いている現実を直視している。この「現実を見る目」を今一度取りかえすことは現在の課題でもあるように思われる。本論で後述の如く勢力説を特にとりあげるのも一つにはその為である。

(注) 「アダム・スミスは混沌たる現実の中に潜む、自由経済法則を抽出した。それだからこそ、純粋に自由経済法則を働かさない現実の様々な要因に対しても充分なる認識をもつこともできた」といった方がよいのかも知れない。

(注) アダム・スミスが全職業についての需要供給の競争原理を考えたのに対しシュムペーターは、会社の上層部の人達と、一般労働者とは異なる社会階級の出身であることに着目し、競争はそれぞれ異なる分野

でのみ成立すると考えた⁶⁵。そうすると、各分野内での賃金差違の成立は競争原理で説明できるが、この異なる分野の賃金（報酬）の大きな差違が何に基づいてできるかは説明されないことになる。これを説明するには階級的勢力関係を認めるほかにいわけではこれは後述の高田教授の勢力説の一つの主張根拠となっている。しかしアダム・スミスは、これを仕事の難易、教育費成功率等で説明し、（結局その職業の需給関係ということになると思うが）階級的差別は認めていない。しかし、すべての人が莫大な教育費をかける条件にあるわけではないから、階級による差別の発生が生ずることは現実にはおこる。只、アダム・スミスは一元的に経済原則によって賃金差違を説明している。

2. 労銀基金説と新労銀基金説

2-1. 労銀基金説（ジョン・スチュワート・ミル）

アダム・スミスは既述の如く、労働に対する需要の総量が賃金の高さを決めるとした。そして、この労働の需要の総量は、国富によってきまるとした。この考え方を部分的に取りあげ発展させると、労働基金説になる。

「一定の社会、一定の時期に於ては労銀として支払われる一定の基金がある。労働者の数を以て之を割ったものが平均の労銀になる。其結論としては一部の労働者が其団結に依って労銀を上げてみたところで外に失業者を生ずるか、又は他の部分の労働者の労銀を減らすことになるばかりである⁶⁶」というのがこの説の主張でジョン・スチュワート・ミルは晩年にはこれを捨てたが、この説の代表者と見られている。

2-2. 新労銀基金説（ベーム・バワーク）

この古き労銀基金説に対し、ベーム・バワークは利子労銀の決定の仕方を新しく理論構成した。それは古い労銀基金説と基本において同じ考え方をとっているので新労銀基金説と言われている。高田保馬教授の勢力説論集中の叙述にしたがってこれを紹介すると「社会の資本数量というものが一方においては定まっている。他方においては労働者の数量が、謂わば労働の供給数量が与えられている。勿論そこには一定の生産技術、従って生産力が前提とされている。かかる事情の下においては先づその社会の全資本というものが与えられその中から幾らかが労銀基金ともいべき年々の労働者の生活資料として支給される。そうして労働者の数と、それからこういう意味の労銀基金との関係によって労銀がきまる。ただベームにおいては此労銀基金が予め固定していない。社会の全資本が一定であっても労銀と利子との関係によって増しもすれば減りもする。そうして資本家はできるだけ多くの利潤を得るために生産方法を選択する。労働者は失業ができては困るから全部雇われるところ迄は譲歩する。この掛引の結果全資本の中からどれだけ年々の労銀として支払うべき

ものとなるかが定まる。その落ち着いた点、即ちその均衡点において利子と労銀とは一定するものである…中略…生産方法が与えられ、それから資本の総額が与えられ、労働者の総数が与えられている以上は、利子歩合もどこかに定まる。労銀もある点に定まる。定まる所にしか定まらないという結論が出て来る。…中略…もし労働者がその勢力を以て労銀を釣上げたと仮定する。つまり均衡点よりもこれを釣上げたと仮定する。そうすると資本家は必ず生産方法を改める。…中略…高い労働者を使うよりも資本を多く使い殊に固定資本を多く利用することが有利となる。金利の低下は生産を迂回化させるという表現をしてもよい。…中略…もう少し正確に云えば生産が資本集約化される。…中略…機械を余計使うので労働者が解放される、即ち失業者を生ずる。…中略…労働組合の力があって種々のことをするけれども結局は徒労であり、無力であるという議論が主張されている⁽⁷⁾」

2-1.3 労銀基金説批判

自由経済法則が、現実社会において、即時に実現してゆくものとすれば、この議論は一応正しいと言わねばならない。しかし、それなら労働組合というものは果して無力無用のものであろうか。

現在我が国でも春闘と称する労働組合運動に、大変なエネルギーが注ぎこまれている。これはすべて徒労なのであろうか。

たしかに、そう見える面もある。春闘により大企業賃金があがる。そのしわよせが下請単価の切り下げになり、その結果下請企業の労働者の賃金は相対的に低下するといったことが観察される。又昭和49年34%という高率賃上げを勝ちとった労働者側は、物価騰貴のみならずその後の減量経営により失業率の増加、大企業の中高年齢者追い出し——その結果として中小企業への低賃金による再就職といった事態を招いた。

しかし、戦後の長期の動向を見ると、労組による賃上げ、——それに基づく、労働階級の消費需要の増大——これに基づく企業の生産力の増大——それに基づく雇用の増大、賃金の高騰という、発展的循環も見られるのである。労組の運動がすべて徒労であったとも言えぬように考えられる。

それならベーム・バワークの理論との関係はどうなるのであろうか。彼の理論では、一定の資本、一定の労働量ということを前提としている。一国民経済の一瞬間時点の資本量労働量は確かに一定である。しかし、これが一年間中に（或いは時々刻々に）どのように変化するかは、経済そのもののあり方によって異なってくる。労働組合運動により賃上げが行われる時としからざる時では、他のいろいろな条件との結合関係のもとに、資本量、労働量の増減のあり方も異なってくる。（ベーム、バワークの理論について言えることは、これを更に精練した限界生産力説、一般均衡理論についても言えることであるが。）自由経済法則が作用して一定条件下で一般的均衡が成立した状態というものは、想定上のものであって、現実には実現することのないものであることを知らねばならない。

その時々々の現実の経済は、その時の諸条件に基づいて到達すべき究極的一般均衡のあり方に向っ

てゆく途上にあるものなのだ。この諸条件がたえず変化しているから到達すべき究極的なあり方自身も、時々刻々に変っているわけである。究極的一般均衡状態が即時に実現しているものとして理論をたてる所に誤った結論が導き出されているのではなからうか。

高田保馬教授は、ベエム・バワークの論に対して次のように反論している。

「ベエムの議論即ち労銀を上げる上に於て勢力が無力であるという主張は、結局長期又は究極の均衡を問題にしたものである。ところが経済の現実というものは常に短期的な動きをして居る。成程長期の結果として言はばイン・ザ・ロング・ランの議論としては労働者の労銀が上れば生産が迂回されて失業者を生ずるとするのは尤ものことである。ところが今の如き金融機関をもっている現実の経済について、これを短期の事として考察すればどうということになるか。例へば労銀の騰貴に依って利潤率、従って利子の低下を来したとする。利子低下は出来るだけ資本集約化、即ち固定資本を多く使う方向に進ませる。そこで資本財の需要が増加し生産は拡張され従って労働の需要が増加して、騰貴した労銀は維持される可能性がある。即ち失業者が生ずるよりも、かえって逆の方向に動くことを考え得ると思う⁽⁶⁾」とのべている。

更に高田教授は個々の労働者の行動に、ベエムの想定するのとは異なる勢力的要素が入ることをのべ（体面維持のため賃金引き下げを肯じない）失業の維持により賃金は低下せず、更に、上昇した賃金は労働量を減少せしめ（アダム・スミスとは逆に生活水準向上は、産児制限による人口減少となるというのが高田教授の考え方である）資本の増加と労働の減少は高賃金を維持せしめる可能性があるとする。

高田教授は、生産財需要の増大に労働需要の増大の因を見ている。（先の私の論では、賃金上昇が消費需要の増大を産みこれが労働需要増大になるとしている）又資本の増大のみでなく労働量の減少に注目する点や表現の仕方は私の論とやや異なるが、結局は同趣旨であると思う。

ここで、特に重大なのは、自由競争原理が働けば究極において如何なる姿になるかということと、現実社会において、どうなっているかということとは、次元の異なる問題であり、これを混同してはならないということである。経済学理論におけるパラドックスの多くはこの混同から生れているように思う。

3. 賃金生活費説

3-1. リカァドの賃金生活費説とカール・マルクスの批判

賃金は労働者の生活費によってそれ自身決定されるという考え方がある。リカァドは、生産物の価格は究極において利潤と賃金によって成り立つと考えた。賃金は労働者の必要生活費によってき

まるから、利潤は生産物から賃金を差し引いた残額であるとした⁽⁹⁾。

このリカドの賃金生活費説は、カール・マルクスの資本論第2巻注21で、次のように批判されている。

「リカド氏は実に巧妙にも一見したところ価値は生産に使用される労働の分量に依存するという彼の学説を邪魔する恐れがありそうな難点を避けている。この原則が厳重に固守されるならば、労働の価値は、その生産に使用される労働の分量に依存するということになるが、これは明らかに背理である。そこでリカド氏は巧みに論鋒を転じて労働の価値を労賃の生産に必要な労働の分量に依存させている。あるいは彼自身の言葉でいえば、彼は労働の価値は労賃を生産するに要する労働の分量によって評価すべきだと主張するのである。ここに彼の意味するものは、労働者に与えられる貨幣または商品を生産するに要する労働の分量である。それでは布の価値は、その生産に費される労働の分量によってではなく布と交換される銀の生産に費される労働の分量によって評価されるべきだと語るようなものである。⁽¹⁰⁾」と。このマルクスの批判を少しやさしく説明しよう。

労働者の12時間の労働に対して、12時間の労働でつくられる物（又はそれを購入することのできる賃金）が支払われるなら、剰余価値は生ぜず、利潤も生れない。12時間の労働に対して6時間の労働でできる物（又はそれを購入するに足る賃金）しか支払われないから利潤が生れる。12時間の労働の価値が6時間の労働の価値しかないということは如何なることか。このままでは背理である。そこでリカドは問題をすりかえる。12時間の労働に対して一定の賃金が支払われる。この賃金額は6時間で生産できる物を購入するに足るだけのものだ。これによって12時間の労働は6時間の労働価値だということを証明しようとしているが、これでは論理がおかしうはないのか。これがマルクスの言いたい所である。

3—2. リカドの真意と賃金生活費説についての考察

しかし、この批判は的はずれである。リカドの言わんとしていることは、「12時間の労働を維持し再生産するためには（それが生活費というものである）6時間の労働の生産物で足りる。故に12時間の労働が、6時間の生産物（又はそれを購入するに足るだけの賃金）で購入される」ということである。このような事が行われることの道義的善悪を別としてリカドの説はそれはそれとして一応成り立つ。

しかし、賃金が何故、生活費（労働力の生産費）の額になるのか。これは、生産物の価格が生産費によってきまるというのと同じ考え方である。自由競争を極限にまで進め、一般均衡が成り立つ究極状態においては、各生産物の価格は平均生産費となるわけであるから、この考え方にも一応の理はある。しかし、労働の生産費である生活費というものは、その生活水準を限定することができない。一定の経済条件のもとでは一定の労働者の生活水準があることは事実であるが、この生活水準は何

によって来ているのであろうか。生活水準が高ければ賃金が高くなり、生活水準が低ければ賃金が低くなるという関係にあるものであろうか。むしろ賃金が高いから生活水準が高くなり、賃金が低いから生活水準が低くなる関係にあるのではないか。

リカドは、地代については需要がこれを決定することを認めている。即ち「地代は農産物の高価の原因ではなくその結果である⁽¹⁰⁾」すなわち地代が高いから農産物の価格が高くなるのではなく、農産物の価格が高いから地代が高くなるのであるとしている。これと同じ論法を以てすれば生活費の高低は、賃金の高低の原因ではなく結果であるということになり、生活費説は賃金決定について何の説明も与え得ない。

しかし、これはリカドの説ではないが、「労働者の賃金は最低生活費（次代労働力の再生産のための育児費を含むもの）になる」という仮説をたてこれが正しいものであれば、これは賃金決定の原因を説明しうることになる。労働者の賃金が高くなると労働の供給量は増加するというアダム・スミスの説が常に正しいものであれば、この仮説は正しいことになる。何故なら賃金の上昇は労働量を増加させ結果として賃金は下がる。賃金が労働の再生産を可能としない程下がれば労働量は減少し賃金は上昇する。そこで一定経済条件下で必要な労働量を丁度維持する程度に賃金は定まり、ここに賃金の自然率というものが決定される。

しかし、或水準以下の貧困状態から賃金が増加する時、人口増加の現象が見られるとしても、（注、アダム・スミスは20人の子を生むが、その内成人に育つものは2人～3人だというような、ハイランド地方の貧困を語っており、このような状態では、賃金の上昇は必ず⁽¹²⁾人口の増加をもたらすであろうが）高田保馬教授の先の引用文が指摘しているように、或る文化水準に達すると、賃金の高騰はかえって人口増加を抑制する作用をもつ。

労働者の賃金が、最低生活費に到着するというのは、先進諸国における経験的事実にも反する。

賃金生活費説は、一つには「価格が平均生産費になるという説と同じく究極的観念の世界でのみ成立つものである」という点で、今一つには「生活水準というものが限定されない」という点で、理論として欠陥をもっている。

（注） マルクスは資本論第六篇労賃において労働力がその価値以下で購入される矛盾を論難し、時間賃金や個数賃金の態様、諸国間における賃金の相違、実質賃金と名目賃金等について細説しているが、賃金が何故そのように定まるのか、又は賃金の高低が何によって定まるかについては原理的説明をしていない⁽¹³⁾。

4. 限界生産力説及び一般均衡理論

賃金が自由経済の下で、どのような原理にしたがって決定するかの理論は、価値論における効用

学説の開発をまっぴら展開する。これを岸本誠二郎教授の著書「現代経済学の史的展開」の文を引用することにより概述することとする。

4—1. ジェヴォンスの理論

限界効用革命の旗手の一人、ジェヴォンスは、この問題を次のように考えた。

「労働、土地、知識、資本はその各々を生産物の一定部分の原因と見なすべきである。ところが個々の生産要素がそれぞれの所有者に独占されているので、生産においてこれらの財産を結合し交換することにより分配が行われるが、これは価値と需要供給の原理によって支配されることになる。労働者は土地所有者や資本家と同様に生産要素の結合に労働を投入し、市場条件によって最大可能の生産物分前にあずかる。この関係は労働以外の土地や資本についても全く同様である。…中略…各人は自己の努力に対してなしうる最大をえる。また比較的について、ある能力を独占しているために多くをえる人々もある。各人はその特有の能力がその生産物に対して他の人々がよることで支払わんとするものによって測られたものとしての最大の効用を生むような仕事を求める。すなわち賃金は明らかに生産物の価値の原因ではなく結果である⁽¹³⁾」

4—2. ウィクゼルの理論

更にこの原理はウィクゼルによって詳細に解説される。同じく岸本誠二郎教授の文を引用しよう。「ウィクゼルは、生産要素の結合によって生産を行うにつき最も単純な場合として、まず無資本的生産を仮定し、理論的な関係を明らかにする。無資本的生産というのは資本を除き土地または自然と、人間労働力の二つの生産要素の結合による生産である。ここでは資本が全く使用されない原始的生産が行われる。

無資本的生産において、さらに種々な仮定が設けられる。地主が労働者を雇用し賃金を支払うが、この賃金は生産年度末に実物で支払うと仮定する。あるいは労働者がみずから、たとえば10人またはそれ以上の労働者の仲間が土地を借りし、生産終了後に実物で地代を支払うとする。あるいは第三者が企業者として労働者を雇用し、かつ土地を借り賃金と地代を生産終了後に支払うとする。

これらの仮定のうちまず地主を企業者と仮定する。そうすると地主は新しい雇用労働者に彼がその雇用によって獲得する生産物付加分の大きさよりも多くの賃金を支払うことは経済的に有利でない。また労働者達の間には自由競争が行われ、かつ労働者の中に優劣がないとすると、旧雇用労働者はいずれも最終労働者よりも多くの賃金を請求することはできない。そこで一般に最終雇用労働者の生産物付加分、すなわち労働の限界生産力が賃金を上方ならびに下方に規制するといえる。また相互の競争の結果としてその生産物付加分はすべての企業において等しいと考えられる。

つぎに労働者自身を企業者と仮定する。この場合各々の労働者は現生産期間の全体にわたる生活資料をもっているとする…(中略) この労働者が経済的に行動する限り、土地に対する需要を最終単位面積の生産物付加が丁度それに対する地代に一致する点まで拡大するに違いない。地代は土地の限界生産物によって決定される。…中略…一般に生産要素の生産物分前はその限界生産力によって定まるといふ命題を資本に適用することは容易である…後略…⁽¹⁵⁾」

アダム・スミスによって素朴にとらえられていた賃金を決定する自由経済の法則は限界生産力説、一般均衡理論によって明確に理論化された。

しかし、この理論は明快なだけに、又理論的に洗練されているだけに、反面、現実から遊離するという側面をもっている。

何故なら、賃金が労働の限界生産力と一致するというのは、自由競争が極限まで行われて達成された一般均衡状態においてであって、このような状態は先にも指摘したように観念的にのみ存在するものである。

現実の賃金が、労働の限界生産力と完全に一致するという事は殆どあり得ないことである。労働者も、企業家も完全な情報、特に将来の完全な予測をもちうるものでない。最終雇用者の限界生産力が月30万円あるからといって、ぎりぎりの30万円の賃金を支払って労働者の数を増加する企業者はむしろいないと言って差し支えないであろう。将来の予測をするにあたっては或程度の安全度は必ず見て考えるものである。又労働者もすべての労働者が雇用しつくされる所まで賃金を切り下げて労働を売るかという、必ずしもそのようには行動しない。その証拠に失業というものの存在が恒常化している。(これについては後に詳論する)

そこで、この一般均衡の状態というものを観念的に考えてみることは、理論として、それはそれで意味があるが、これは「現実」ではないという問題が生ずる。

5. 高田保馬教授の勢力説

5-1. 勢力説の必要性

高田保馬教授はこの問題意識を、その著「勢力説論集」の自序で次のようにのべて居る。「経済は本来全然効用と利益との打算を前提とする経済理論を以て説明し得らるるものというのが経済学二百年の伝統であったし、今日も亦そう見られている。…中略…長く社会学の雰囲気にあつて経済を其一面とする社会の全般を見つめて来た私にとっては、現実の経済が今まで見られたのとはどうしても異なる姿のものとして映る」と。そして旧来の経済学(高田教授はこれを効用経済を前提とし

た通用の学説と呼んでいる)は、「現実の経済の考察にとっては第一次的なアプロキシメーションとしてこれを認めようと思うのである。現実の社会の事象は、極めて多様にして複雑なものであり理知が何等かの抽象を加えずに、何等かの仮定を待たずしてこれを把握することができないのはいうまでもない。従って社会の営む経済を把捉しようという学問的努力は——勿論理論科学を中心として考えていますが、常に必要な前提を設けて、できる限りこれを簡単な形にして我等の認識をもってこれを掴み取るものとするのである。この必要の為に効用経済という仮定を打ち立て、そこに理論を確立するという必要は必要欠くべからざる手続であったと思う。其意味に於て私は貧しい自分の考えを打立てる上においても、従来の学説を斥けるどころか、これを学んで及ばざることを恐れつづけて来たのでありますし、今なお足らざるを恐れているのであります。しかしながら如何に此方面における学会の研究が進歩しているとはいえ、それを以て甘んずることはできない。現実からいえばあまりに距離のある効用経済を対象にしたのであるから、更に進みて、も一步現実に近づき仮定を少くした経済を前提として、それについて理論を打ち立てる必要がある。即ち私共の経済の認識を容易にする為に、謂はば第二次的な接近を必要とすると思う。効用経済という前提から離れ、勢力の働いている経済というものを前提に置いて、かかる地盤の上に経済理論を打ち立てるという要求を持ちますのは、実にかかる事情に基づくのであります⁽¹⁶⁾」

5-2. 失業の存在とその理由についての理論

そして高田教授は、失業ということがある限り限界生産力によって労銀が定まるという法則は成り立ち得ないとする。「現在の経済理論は限界生産力説を適応の十分であり従って完全就業の条件がみたされている均衡状態についてあてはまると見るのみならず、殆ど格別の吟味を加うることなしに動態的な現実の経済にもそのままあてはまるように見るのであります。上のように注意したダグラス自身さえも(注、完全雇用状態にあるときのみ労銀の限界生産力説が成り立つとダグラスがのべていることを先にのべておりこれを指す)限界生産力説を大体现実の経済にあてはまるものと見てこれを統計的に論証しようとしている。⁽¹⁷⁾」

失業は何故存在するのか。これを中心課題として高田保馬教授の勢力説は展開する。

「一般均衡論に従えば原本生産財の価格は次の何れかの仕方において定まる。(1)原本生産財、別して労働の供給者は全然受動的に行動する。従って企業によって申出らるるところの如何なる価格においても其労働を供給する。労働の供給者は一定の供給価格においてのみこれを供給する。けれども此供給価格の高さを決定するものは専ら労働の供給者自身にとっての効用である。それは畢竟、その労働が供給者自身の為に何を生産し得るか、又労働の供給そのものが如何なる苦痛を与うるかによって定まるであろう。換言すれば労働の供給によって失われる効用の賠償を供給価格の形において求めるに外ならぬ。而してこれがあくまで効用不効用の打算に止まる限り、労働の供給者

は依然として広義においては受動的に行動するといえるはずである。⁽¹⁸⁾」

もし労働者が与えられた条件の下で、受動的に行動する限り失業ということは生じないはずではないか。

これに対する反論の一つ（例へばポウル H. ダグラスの主張）は「一旦労銀を下ぐるとそれが来るべき景気の回復期においてもこれが標準となる恐れがある故に労働者が競争的に労銀を引下ぐるといふ傾向がくいとめられる⁽¹⁹⁾」というものである。(J. R. ヒックスの「労銀の理論」も大体同様のことを説いている⁽²⁰⁾)しかしこれに対し高田教授は反論する。「けれども、これは限界生産力説を擁護せんとして、其論拠の中に限界生産力説を否定するものである。労銀が限界生産力において定まるものならば、回復期においてもそれ以下のものとなるはずもなく従って今日の低労銀が標準となるはずもない。然るに、そういう心配があるというのは、すでに過去の経験の中に各自の見通しをしてそう思わしめるものがあるということになる。そうすると此説明そのものが自ら限界生産力説を否定していることになる。そればかりではない。現在は失業によって衣食に差支うることになっている。何となれば問題としている現象は失業手当やその他の社会政策的施設の程度が如何の場合にあってもあてはまるものと考えられている。そうするといつまでつづくかも分らぬ失業の苦痛、即ち生活困難の苦痛とひきかえに将来の労銀の増額だけを得ようとすることになる。効用の打算に立つものとし、これほどの不合理はあるまい⁽²¹⁾」

更に高田教授は、「労働者は名目的労銀の引下げには抵抗するが、実質的労銀の引き下げには抵抗しない（物価上昇により、名目賃金は下っていないが、実質賃金が下がるというような場合、労働者はこれに強い抵抗を示さず、このような事態では失業者が就業するようになる⁽²²⁾）」と「已むを得ざる失業（インボランタリイ、アンエンプロイメント）」が存在する証拠としてケインズは言っているが、このようなことはどうしておこるのか。効用経済の立場に立つ限り、物価が安定していて、賃金が引き下げられる時と、物価が上昇して賃金が据えおかれる時では、労働者の行動は同じでなければならないのに、前者では失業者は就業しないのに、後者では失業者が就業する。このような労働者の行動は効用経済では説明できないではないか。

これを解くものは、「労働者は社会にあって勢力的要求をもつ存在である」ことを認める勢力説的観点だというのが高田教授の主張である。即ち、賃金が幾何であるということは経済的効用をもつだけのものではない。社会的地位を表示するものである。故に百円の月給取りになるということは社会的名誉感情が伴うし、一定以下の賃金しか取り得ぬということは屈辱感が伴う。ここに名目賃金を中心にした労働者の個人としての勢力的抵抗が生ずる。幾何の賃金以下では働かぬという労働者の態度があって、これが失業という現象を生むのである。失業があっても、その相互競争により名目賃金を引き下げるといふ運動がおこってこないことになるのはこのためである。「安い労銀であれば、これでは世間に対して肩身が狭い、なるべく高い待遇を得たいという要求をもつ。極め

て卑近なことがらのようではありますが、これを認めなければ今日、後でのべるように労銀の高さを説明することもできぬし失業存在の理由も明かにし得ないと思う。これ私の着目する重要な点であります。私の勢力説の眼目は此点に存するのであります……⁽²³⁾」とし、更に次のように力説している。

「大体労働者も一種の効用計算機械として立ち、与えられたる如何なる労銀においても働きましようという態度をとるならば一体かかる大量の失業が如何にしてありうるのであるか。つまりこの事は総ての労働者が単なる効用計算の機械でないことを意味するのであり何らかの能動的な態度を以て立っている事を意味する。手近のところに『武士は食わねど高揚枝』という言葉がある。それが正確に何ういう事を意味するか、私はこれを断定するだけの知識を有しませぬけれども、それは日本の武士はひもじくても武士たる体面を維持する上において食を乞うべからずとすれば、むしろ食わずにいるということをして争いは争いがたい。日本の労働者は武士ではない。けれども武士道の魂だけはもっている。否これは日本武士にだけ成立した道德ではない。人間の本能そのものに基いている。同一の気分は日本の労働者を支配しているばかりでなく同様に欧州の労働者をもある程度において支配していると思わねばならぬ。くりかえしていう、この言葉で明白に表現されているものはある一つの人間的な態度であるが、それが今日の労働者の中に作用している。…中略…労働の供給者がいくらでも働くというのではなく、一定の体面の要求をもち、又は勢力行使の要求をもち、相応の労銀でなくては働かぬという態度をとるがゆえにこそ失業もある⁽²⁴⁾」

5-3. 勢力説からの諸結論

しかし高田教授は失業という現象を説明せんがためにのみ勢力説をたてたのではない。むしろ、これを一例として、「勢力的なるものは経済の動きの表面のみを通過して、そこに漣波をたてて行く微風ではなくして、潮流の構造そのものに干渉する⁽²⁵⁾」ことを論証せんとしているのである。高田教授の問題意識は現実の経済全般の、より如実の把握は、勢力的要素を認識することによってのみ可能になるという所にある。

そこで勢力説から導き出される諸結論を次にのべている⁽²⁶⁾ので、その要点を略述することにする（注、「」部分は原文の引用である）

①「価格は要するに社会的勢力の経済的表現に過ぎない」労働に対する賃金が社会勢力的なものであるなら、諸生産材、諸消費材の価格はすべてこれに関連するから、価格体系はすべて、この影響をうける。故に若干の誇張を含んでいうと「価格は一種の勢力に基づく抵抗である」ということになる。

②労銀の限界生産力説は成り立たない。何故なら失業のある場合は、雇用されている最終雇用者の生産力が労銀を定めるといふが、どうして、これだけの人が雇用され、これだけの人が失業して、

それだけの労銀になるかという説明ができない。労働者が勢力的に、これだけの賃金でなければ働かないという抵抗を示して、これに基づき賃金が決定されると、その賃金水準で雇用しても採算に合う人員だけが雇用され、残余が失業者となる。最終雇用者の限界生産力と賃金が一致するとしても、勢力説を認めなければ賃金が何故そこに決まるかは説明できない。第一次大戦後、失業が増加しつつある期間において実質労銀が上昇しているという事実があるが、これも勢力説によらないと説明できない。

③ 非有意的失業（己むをえざる失業）の存在は勢力説を入れねば説明できない。（説明略）

④ 利子も又勢力の影響を受けて定まる「利子というのは生産物の価格の中から労銀を差し引いた残りであります。売上の中から勢力関係に従って幾らかが労働者に与えられその残りの利潤の主要部分が利子として支払われる。そうである以上は利子もまた労銀と等しく、勢力による所得たる性質をもつ筈である。」

⑤ 景気理論についても勢力が関連する。景気変動論で景気上昇時に労銀の騰貴率がにぶいため、景気の波動が大きくなるという面がある。何故労銀の騰貴率がにぶいのか、これは労働者が名目賃金を中心に判断行動するからである。（勢力的要求が満足されるので）これは一例にすぎぬが景気変動も労働者の勢力的欲求と無関係ではない。

⑥ 経済発展についても、この労働者の勢力的要求は深いかかわりをもつ。経済発展は、労働の増加より資本の蓄積の速度が大きい場合に実現する。もしこれが逆であれば生活程度の低下、資本の相対的食いつぶしが行われ、経済全体の発展は望めない。労働者の勢力的抵抗、生活水準の上昇が、人口増加の抑制に働らき経済発展を促進する。このような関係のあることをマルクス、シュムペーターを批判しながらのべている。しかしこのような先進国型の経済に対し、生活の余裕が直ちに人口増加となり、最低生活におしやられ、更に他地域への人口流出になるという型の経済もあることを中国山東地方の例をあげてのべている。

労銀決定に関するもの以外の説明はやや粗雑になったが、以上が、高田教授の勢力説の概要である。

6. 高田勢力説の位置とその問題点

6-1. 高田勢力説の位置

高田教授以前にも勢力説と目されるものは数多くあった。経済活動が社会的勢力関係の上に営まれているということは、現実社会に目を向けるものなら必ず気をつく所である。アダム・スミスに

においても、使用者側の団結や独占、法律や政治権力の介入が、きびしく問題にされている。又グスター・シュモラーや独逸歴史学派の人々がこれに目をむけていることは高田教授も指摘している⁽²⁷⁾。しかし経済市場理論の中に勢力という要素を組みこむことを考えたのは高田教授が嚆矢であろう。

高田教授はそれまでの勢力説は、すべて経済理論を十分に消化しないものであるとする。シュトルツマンは勢力か経済法則かという形で勢力を問題にし、経済法則に勢力の作用を取り代らせようとしたが、これは論理的に無理で到底首肯できない。ツガン・バラウスキーは、財の交換比例すなわち生産物の価格においては効用の法則が働らき、生産財の価格すなわち分配の範囲においては勢力の関係が作用すると考えたが、交換の法則と勢力の法則が、このように分けられた分野によってそれぞれを支配するというのは、現実にあわないとらえ方である。生産財の価格も、生産物の価格も皆密接なる連関をもつ。故に「ツガンの見解は均衡理論以前である。シュトルツマンは限界効用学説を知らなかったのではない。しかしながらこの学説の魂をつかむことはできなかった。その意味においてシュトルツマンの勢力説は効用説以前である⁽²⁸⁾」ということになる。

6—2. 高田勢力説の問題点

高田教授は丹念に、経済理論を探索し、その理論の中に勢力という要素を持ちこんだのであるが、それは理論的には労働者の賃金に対する主体的要求という一点につきる。確かにこれは一つのすぐれた着眼点である。しかし現実経済の中にある勢力的なものが、この一点だけで十分に把握できるであろうか。

高田教授の「現実経済への第二次接近としての勢力説」という壮大な抱負に対して、これはあまりにも部分的問題のとりあげ方ではないか。成程教授の主張するように、この部分的問題が全経済に波及効果をもつことは以上高田教授がのべている通りであるが、勢力的要素としてはもっと重要なもの、もっと重要な分野があるのではないか。

又、高田教授の言うような労働者の行動も特に勢力という概念をもちこまないと説明できないものであろうか。

社会的体面といったものも一つの効用ではないのか。「世間なみの賃金ももらえない人間と見らるることを嫌う」というのは、これも一つの不効用と見ることはできないか。

労働者が与えられた条件下で、可能な限りの最大の貨幣価値を得んと行動するなら、高田教授のいうように失業ということはあり得ないであろう。

しかし労働者が、働くことの不効用と、少い賃金（それにより得られる少い価値物）と世間的に周囲の人に軽侮されるという不効用の合計とを比較考量して失業を選択するということは効用経済学でも説明のつくことではないだろうか。

このように見てくると、高田教授が精魂を傾けた勢力説も、新しい経済理論の提起としては成功

しているとは言えないように思われる。

6—3. 勢力説の背後にある問題意識

只、教授が勢力説というものに畢生の課題として取りくんだ問題意識の方にこそ重要性があるのではないかと感ぜられる。この問題意識は、第五論「勢力説における存在拘束性⁽²⁹⁾」において最もよく表現されている。即ち「この見解に私を執着せしむる数多の事情の中には日本特有のものがある。この意味において、かかる見解は日本という地盤の上に成立するはずのものではないかと思う」とのべて、欧州における資本主義は自生的であり、充分に成育しているので資本主義原理（自由経済原理）が比較的そのままに現前するが、日本は封建社会が人為的に崩壊させられ資本主義経済は移植であったので自由経済は充分に育っていない。各主体は社会組織における勢力関係から充分解放されず、その残滓が主従意識という形で残っている。又、日本社会の共同社会的な特質（注、最近の日本的経営論等で盛んに論ぜられているもの）を指摘し、「自己そのものを全体の中に没入する」非合理的行動様式が支配的であるだけに自由経済原理が作用せぬ面が多い。故にこのような地盤では特に「勢力の経済への干渉」は著しきものがある。「日本における経済理論がこの経済における勢力的なるものを取りあげるということは、考察がその地盤の事情に忠実である限り、極めて自然のことであると思う」とのべている。

勢力としては国家権力というものも極めて重要であることを抽象的には指摘しているが、社会の中にある勢力関係の具体的解析は労働者の失業ということ以外は殆ど行っていない。教授の真の勢力説についての問題意識が何処にあったかは、凡そ忖度されるが、当時のきびしい思想弾圧下において、教授は、これ等について具体的にはふれず、労働者の失業による抵抗のみを理論化されたものであろう。

教授はマルクス経済学の階級拘束性を一のイデオロギー、学問の派生体、すなわち狭雑物と見て拒否する。同様に民族的拘束性も一つの観念形態乃至派生体的側面は否定する。そのような階級感情、民族感情を学問分野にもちこむことを拒否している。しかし民族的特殊性を学問の対象としては認める立場をとる。日本経済学が、日本社会に濃厚にある勢力関係を解明することを期待したわけだ。

6—4. 現実経済と究極均衡経済

次に高田教授の勢力説論集では派生的に言及されていることで極めて重要な一つのポイントがある。それはベエム・バワックの新賃金基金説についてのべていることである。ベエム・バワックが、労働組合が勢力により賃金をあげても、それは経済の自然法則によって無力化されてしまうという理論を主張したのに対し、高田教授はその有効性を論述している。これは、経済法則外の力、勢力

が市場経済原理に干渉する時、それが有効に作用し、それが組みこまれて経済の諸条件が変化してゆくことを認めるものである。この市場経済外の要素たる勢力作用の有効性を理論的に明かにしたことは大きな意味のあることである。市場経済理論に勢力を組みこむことには高田教授は失敗しているが、現実経済が、市場原理と、市場原理外の作用によって合成されてゆく事実を示したことは、(明確には意図していなかったにもせよ) 大きな経済学に対する貢献であると言わねばならない。

7. 現実経済における賃金決定

以上、長々と、賃金決定に関する学説を見てきた。それなら我々の住む現在の日本経済において賃金は如何なる原理によって決定されているものであろうか。需要供給の自由経済法則によるのか。勢力によるのか。

7-1. 自由経済法則の作用していると見られる実例

私はかつて、栃木県栃木地区における、 casting 工、プレス工、钣金製缶工、機械工、その他の金属工の5職種の賃金がどのように推移したかをその業種の収益性や人員の増加との関連で解析した論文「加工賃と賃金水準を形成する自由経済メカニズムの一事証⁽³⁰⁾」を発表している。僅か3年間の推移であるが、そこには鮮かに自由市場原理が働いている。詳細な計数等は本文を参照していただくこととしその要点のみを摘記してみよう。

casting 工の賃金は昭和46年において、これら5職種中最も高くなっていた。これはアダム・スミスも指摘するように汚なく重労働の職業の賃金は高くなるという原則に基づくものであった。

若年者はこの職場を忌避するため、賃金水準は高いにもかかわらず、高年齢者が多く、新入職者は少い。又 casting 物に対する需要は旺盛とは言えない状況であった。それはプラスチック等で代替される新材料、部品の開発が casting 物需要の増加を抑制していたからである。そのため加工高対人件費比率は85%ということで収益性は極度に悪かった。(注、加工高=売上-原料費・買入部品費-外注費) そのため昭和47年、賃金が、他の職種ではすべて10%以上増加しているのに対し、この職種では5%の低下を示した。製品需要の減退→収益性低下が賃金低下という結果を生んだわけである。 casting 業界の不況と、求人難(生活水準向上の結果としての若い人達の此業種忌避による)のため、川口市等においては廃業する casting 業者もでるという状態であった。このような状況下では生産力増強はおこらず、反面経済成長は、生産力に対しては相対的に casting 物需要の増加という事態を生んだ。賃金が低下しているのに需要増による加工賃の上昇があったから、加工高対人件費比率は昭和46年から48年に改善された。昭和47年には70.4%、昭和48年には56.0%というように正常化の方向をとったわけである。そうすると、 casting 工の賃金も昭和48年には上昇に転じ昭和46年に対し28%増となった。しかし、他

の職種では賃金は48年では46年に対し36.9%から64.4%何れもあがっているから最低の上昇率である。従って人員採用もきわめて少なく、昭和48年の新入職者は全従業員の2.6%、昭和47年の新入職者5.3%という低率を示している。又、年齢構成から見ると20歳以下はゼロ、21歳～25歳は3.0%、26歳～30歳6.0%で51歳以上歳が最も多く67%を占めるという、高年齢にかたよったものとなっている。これでは未だ鑄造業の生産力拡大という方向にはないわけだ。

これに対し製缶鋳金工は昭和46年では1人あたり加工高は5職種のうちで最低で賃金も最低であった。しかるに昭和47年から48年にかけて需要が急速に伸び、一人あたり加工高は47年には187%増加し、48年には21%伸びた。昭和47年の上昇は異常といえる程で加工高対人件費比率は昭和46年の78%から33.5%に急激に良くなっている。収益性が高いので賃金の上昇も47年で23.6%と著しく、人員の増加もかなり顕著で、47年に入職した人は全員の20%を占めている。しかし、やはりこの職種は騒音ひどく、熟練の魅力も大きくないので若年者の入職は少ない。20歳以下ゼロ、21～25歳5.7%という年齢構成になっている。

これに対し、機械工は、昭和47年には加工高の伸びが3.9%に過ぎない。鑄造より伸びは低いのであるが、加工高対人件費比率は昭和46年で52.4%で、正常な収益性を示しているので、賃金は47年に10%上昇している。昭和47年に加工高が3.9%しか伸びていないのに人件費が10%伸びたのであるから加工高対人件費比率は55.5%となり、収益性はやや悪化した。しかし、機械工は熟練の魅力があるので若い人の入職は多く、20歳以下の人が全従業員の9.2%、21～25歳が14.6%で昭和48年入職者が8.9%、昭和47年入職者が12.2%となっている。

こうした動向の中には製品需要増加→収益増加→賃金増加→人員増加→製品供給増加→相対的需要減の循環（製缶鋳金業）と、製品需要減→収益低下→賃金低下→人員減少停滞→製品供給力低下又は停滞→相対的需要の増加の循環（鑄造業）の一部が示され、賃金と収益は平準化の方向に進むという自由経済原則の断面を、この3年の計数の推移は鮮明に表現している。又、若い人に好まれる仕事と好まれない仕事で、賃金水準、求人充足にアダム・スミスの示した通りの差がでることも示している。

(注) この論文は、企業診断に従事する人々や業界の人々には、非常に興味を以て共感されたのであるが、業界の動向に無知な机上の学者には、どうしてこれだけの計数から、このような業界動向が推断できるのかという批判をうけた。この点は、この論文に付記しているように「此の計数のみから機械的に本論の如き自由経済メカニズム構造を組み立てることは困難かも知れない。むしろ企業診断の体験から業界動向を感知しており、その眼で此の計数を見ると、その背後構造が読みとれたという関係にあると思う。しかし此の背後構造を前提に各業種の加工高、賃金、人員、労働分配率の動向を見ると、びたりと此の背後構造を表現する如き趨勢になっているわけで、そこに興味をおぼえるのである」ということである。

(注) 尚この調査は栃木県庁により83企業について行われたものである。

要するに、ここでは経済学がとらえた自由経済の法則は現実に経済現象を支配していると思われる。

る。賃金の下方硬直性といったものは、このような事象の中でもある程度あり、高田教授のいうごとき勢力作用が働いているかも知れない。しかし昭和47年の鑄造工の一人あたり賃金は名目で5%低下している（これは実際には残業手当の減少という形態によるものであろう）。労働者全体の賃金水準動向等には労働勢力の増大等が影響を与えているとしても、この局面の解釈には、勢力説的な考慮は全然必要としない。

7-2. 自由経済法則の作用していない事例

以上の事例に反し、自由経済の法則では全く説明のつかぬ分野がある。それは大企業内の賃金、給料、役員報酬の配分である。この内役員報酬は本来利益分配の性格をもち、給料、賃金とは異質とも言えるのであるが、我が国大企業では資本と経営の分離が一般に行われ、役員報酬も給料と同質化している場合が多い。それはともあれ、この役員間の年収相互のバランスは何によってつくられているものであろうか。

日経ビジネス誌が、わが国の代表的な上場会社78社の重役1,800人を対象に、昭和54年の1年間年収を調べた結果は次のようになっている⁽³¹⁾。

会 長 (平均)	6,908万円
社 長 (平均)	6,122万円
副 社 長 (平均)	3,261万円
専務取締役 (平均)	2,438万円
常務取締役 (平均)	1,832万円
平 取 締 役 (平均)	1,493万円

部長、課長、係長についてはここでは調査されていないが、1千万円前後、8百万円前後、6～7百万円前後位になるのではないかと思われる。

これは、各職位を遂行する人は能力がそれだけ高く又信頼のおける人でなければならず、そのような能力及び人格をもった人は希有であるので、その需給関係から、このような配分になるものであろうか。（これが自由経済原理による説明である）

アメリカのような資本主義原理に徹底した国においては、経営者や管理者についても、求人と求職の市場が成立しているから、その年収も、その需給関係によって定まるとい性格があるように思われる。（エリート社員の企業間の移動は一般的であるということである）そのような場合役員間や、社員との年収バランスがどのようになっているかは、資料を全然もたないので、分らないのであるが、ドラッカーがその著 *Practice of Management* において次のようにのべていることを思えば、その年収較差は一般的には日本程激しいものではなく、トップに対し4順位者迄の年収は70%～90%が普通なのではないかと思われる。ドラッカーの書によれば（訳文の文責筆者にあり）「この国で最も機

敏にして尊敬すべきある銀行が最近調査部門の長に一つの質問状を送った。その質問は要するに『会社の経営の良否を示す何らかの目印がないものか』ということであった。

調査部の人達は、この問題は外見より遙かに手ごわいものであることに直ぐ気づいた。利益があるかどうかは、信頼のおける指標ではない。近視的事業者が、会社や工場を衰微させたり、素材の備蓄を食いあらすことによって二三年の間、見せかけの利益をあげることはかなり容易にできることである。反面、今迄一円もかせいでいない工場が、まさにすばらしい成功への入口である場合もある。何故なら、数年に及ぶ開発業務と、長期視野の経営は、究極においては十分に採算に合うものだからである。

数百の会社の事例を研究した後、結局、調査部員達は、たった一つの手がかりを発見した。それは期待外れのものであった。これは、大学の経営学にも、市場分析の専門家にも未だ知られていないように見える。そして、このおかげで、この銀行は、資金貸付けという賭けにおいて、顕著に安全な結果を得た。(ついでにいっておくが、このことを発表するのはこれがはじめてである)

ここに、その調査部長が報告したことの要約を示そう。

『もし、会社経営のトップの人が、2位、3位、4位の人にくらべて、数倍のサラリーを得ているなら、その会社経営は悪いと信じてほぼ間違いない。しかし、もし、順位の上部にある4人乃至5人の人達のサラリー水準が全く近接しているなら、その経営グループ全体の事業遂行力と意欲は高いであろうと思ってよい。

サラリーが多いか少いかは、大きな相違をつくらない。1年に会社の社長が2万ドル受けとるか10万ドル受け取るかは重要なことではない。副社長が社長の75%から90%位の年収を得てさえいればよいのである。しかし、社長に次ぐ人々が5万ドルか2万5千ドルしか得ていないのに社長が10万ドル受けとっているなら、その時は何かその会社には故障があるはずだと探索すべき時だ⁽³²⁾』と。

ドラッカーはトップの仕事は、チーム・ワークで行われねばならず、ワン・マン経営は駄目だということを強調するために、この報告文をひいているのだが、このような物の考え方は、日本の先に示した給料バランスの現状とはかなり隔たりがあることを感ずる。この見解に従えば日本の大企業のほとんどは、問題をかかえた会社ということになる。

私は日本大企業における年収のバランスが現状の如くなっている理由を、「多重化する社会と産業」という論文集に寄稿した「国民生活に対する経済学の抽象性」という題名の論文において次のように解析している。

「大企業の役員の年収について考えてみよう。会長・社長が年収6千万円台、副社長が3千万円台平取締役が千4百万円台という分配のあり方は『労働力(経営力)の限界生産力』で説明できるであろうか。『各役員の仕事への貢献度』で松下幸之助氏のような創業経営者についてはある程度説

明できるかも知れないが、サラリーマン経営者等については到底説明できない。これは人事権を握った社長の社内勢力関係を反映するものである。会長が更に上位にあるのは、社長を任命した前社長である会長の恩義感——このような義理人情によって結ばれる日本社会の特質に基づく会長の勢力関係を示すものであろう。

反面、課長という職務は第一線実務の責任者として最もロードのかかるものであるが、報酬の面では恵まれていない。管理者として残業手当がつかず、係長以上に残業していても、残業手当のつく係長より収入が少いといった現象が珍しくない。これは何に起因するのであろうか。課長は労働組合員でなくその庇護が受けられない。日本では経営者になりうる程の能力ある層はきわめて厚い。(戦後財閥追放で経済界の首脳が一掃されたが、その後をうけた若い経営者が見事に経済復興をなしとげたことから、これはうかがえる) 課長以上への昇進は能力だけではなく、上役の恣意性を含む選択に依存する。それだけに課長クラスは最も勢力的に弱い立場にある。これを反映して仕事と責任はオーバーロードになる程押しつけられるが、金銭的報酬は薄いという現象が生ずることになる。このように企業勢力関係の反映として年収バランスを見れば、その根拠が適確に理解される。⁽³³⁾と。

(注) 高田教授も会社における重役の給料と一般労働者の賃金に何故大きな差があるかを問題にしている。その仕事の価値の差という「たてまえ論」では納得がいかないものがあることをのべているが、何故納得がいかないかということは明確に説明されていない。それは次節でのべる如く需給市場における自由競争によって成立した賃金ではないという点を指摘しなければ莫然たる問題提起におわると思われる⁽³⁴⁾。

7—3. 自由経済法則の分野と勢力作用の分野

それでは、このように自由経済法則が作用する経済事象の分野と、経済法則が作用せず勢力が支配する経済事象の分野とが、どうしてできるのであろうか。

その原因はきわめて簡単明瞭である。

市場経済的自由競争が行われる分野か否か。これである。(ツガン・バラウスキーの考えたように生産財分野と製品分野という区分ではない)

日本では終身雇用が一般だと言われるが、中小企業、零細企業では必ずしも大企業的終身雇用は維持されていない。特にブルーカラー分野では相当流動性が大きい。自由な労働市場がある所では当然、自由経済法則が働く。これ栃木地区の職種別の賃金、加工高、人員移動に自由経済メカニズムが見られた理由である。

これに対して日本の大企業の人事体制は閉鎖的である。ゼネラルモーターズの副社長が、フォードの社長にスカウトされるといったアメリカのような経営者に対する需給市場といったものはない。人脈により、経営者、管理者が選ばれてゆく。社長は、自己の地位を脅かしそうな副社長は系

列子会社へ追い出してしまおう。このような体制では自由経済原理が働く余地は全くない。全く勢力が事を決する。戦後の役員報酬の推移を見れば、そこにも勢力関係の動向が端的に見られる。戦後財閥追放の後をうけて、重役に列した人々は三等重役などと呼ばれた。その年収も平社員と大きな隔たりがなかった。これが安定的に権力を握ると共に大きな較差をもち、又社内権力が集団から個人に移行するに従って、現状の如き姿になったのである。

経済学において勢力説は、「勢力は数量化されない」という批判をうけている。

しかし、会社内の勢力関係は、その年収という形で見事に数量化されている。特定の会社内の勢力関係がどうなっているかを知らうと思えば、その年収バランスを見ればよい。

高田教授は、市場原理の働く分野に勢力という要素をもちこもうとした為にその理論は失敗した。たかだか、「効用、不効用の中には物質的なものばかりでなく、社会的評価、世間体といったものを含んで考えねばならぬ」という観点を付加した程度の効果しかない。

勢力という要素は市場原理の働かない分野で大きく経済を左右しているのである。それが又、市場原理の働く分野にも大きな影響を与えてゆくのである。この簡単な事実を認識するなら、まさにここから経済学は大きく変容するはずだ。

8. 新勢力説とその社会的意義

8—1. 新勢力説

現実経済は市場経済の成り立つ所にのみあるのではない。勢力関係でつくられた社会の物質的側面が現実経済であり、市場経済は、むしろこの勢力社会の中で許容された範囲でのみ存立しうるものである。これは歴史を見れば明かに認識できることである。(私はこれについて「経済生活の現実に対する歴史的視点よりのアプローチ」と題する一論をまとめている。⁽³⁵⁾) 19世紀以後この市場経済の分野は異常といえるほど拡大し、又全体としては国民福祉を実現することに成功してきた。この目ざましい市場経済の発展成功に眩惑されて、市場原理で経済現象全体を解明できるとの臆断が生まれるにいたった。ここに経済学が現実社会を如実にとらえることが出来なくなった真因がある。K・ポランニーが、その著「人間の経済」において「市場経済を社会に埋めこむことの必要⁽³⁶⁾」を力説しているのも、経済学のこの欠陥を指摘するものである。高田保馬教授が次のように述べて、勢力説の必要を強調しているのもこれに基づく。

「今迄の経済理論は効用経済というものを前提とし、その世界について一の理論を立てたのである。…中略…然らば今までの経済理論はそれはそれとして正しいのではないか。こういう問いに対

しては私は勿論然りという外はない。極端な表現をしますと人間についてたてられた生理学と、猿についてたてられた生理学とは違う。けれども一方が正しくて他方が間違っているとはいえぬ。それと同じであります。けれども猿の生理学では人間の生理学を見てゆくうえに分らぬ点がでてくる。例えていえば通用の学説は猿という効用経済、つまり幾らか人間に足りないもの、人間の社会の経済に少しく足りないものを研究したのである。なるほど効用経済についてはそれがあてはまらぬわけではない、その限りそれは正しいのである。しかしながら、現実の経済というものが勢力経済であるならばそれでは足りぬところがある。人間の生理の説明に取っては猿の生理学が役には立つが十分ではない、説明し得ないところが多くある、矢張り人間の特徴を前提に置いて考えた人間生理学を以てしなければならぬ、それと同様に勢力経済を前提として理論をうちたてなければ、社会経済の現実を十分に説明し得ないではないか。これが私の立場であります。この場合、人間と猿との区別を例にひくごときはあまりに粗雑ないい分であり学問的に許しがたき表現であることは十分承知しております。ただ私の立場をはっきり印象に残るようにいい表わす為にこういう粗雑な叙述をしたのであります⁽³⁷⁾」ということにもなるのである。

勢力関係の社会が基盤にあり、その上に勢力が経済に作用する分野と市場原理が作用する分野があり、これが又相関連し、影響しあい合成されて現実経済ができあがってゆく。(注、例えば勢力関係により会長社長の年収が多いということは、その人達の消費需要は、課長クラスの人達の消費需要とは異質のものとなり、これを充足する産業のあり方も、これに応じたものになる等々……) 労組運動の如きも一つの勢力が経済に影響を及ぼすもので、エム・バワークの考えた如く単なる無意味なものではなく既述の如く経済の諸条件を変化させて、市場原理と相まって経済のあり方をつくっていく。(労組勢力により恣意的に実質的賃金水準を造出しようものでもないことは明かであるが)

国際経済についても市場原理だけでは理解できない現象がきわめて多い。石油問題についても、価格の上昇は産油国の供給抑制の結果を生む。市場原理とは逆になる。しかし産油国が市場原理を無視しうるかという価格釣り上げは需要の減少をもたらす供給過剰となることもある。ここに市場原理と政治勢力の作用が、からみあった現実経済がある。

このような勢力作用と市場原理を総合的にとらえ、この二つが相即、相関連して織りなす立体構造としての経済社会を解明してゆくことが今後の経済学の課題ではあるまいか。市場原理の中に働く一要素として勢力をとらえる高田勢力説に対し、このような構造的とらえ方に基づく研究を新勢力説と名づけることもできよう。

8-2. 新勢力説のもつ社会的意義

社会に関する学問は、純粹の理論と見られるものも、その時代々々の社会的課題との関連性をもっているものである。

高田教授が勢力説を唱えられたのも、「日本経済の特殊応に依りて特にそれが必要である」と教授が考えられたからである。(既述の如く、高田勢力説は舌足らずで終わったが)

我々が今ここに新勢力説を唱道するのも、日本経済の今後を考えてゆく上において、この視点が特に必要であると感じるからである。

戦後占領軍政策によって、日本社会の階級性は崩壊し、先進国中では類例のない程階級なき社会を構成した。先にのべた如くシュムペーターは、会社における経営陣と、一般労働者では、出身階層が異り、それが別個のシマをつくっていることを説いているが、我が国戦後社会にあっては、出身社会階層が何であれ、一流大学さえ出れば(奨学金を利用すれば貧乏人の子弟でもそれは可能である)エリート階級に列しうる。出身による社会階級というものとは殆どない。

又経済力においても、戦後の占領政策は平均化を行った。有効需要の最大満足を達成する如く機能する自由経済は、貧富の差の大きい所では、国民全体の福祉を実現するように作用しない。しかし貧富の較差の平均化した社会にあっては、比較的国民全体の満足をもたらす如くに機能する。

こうした条件化で、戦後自由経済は比較的順調に発展してきた。しかし経済が発展すると共に、そこにはいろいろな歪みがあらわれている。先にあげた「多重化する社会と産業」に寄稿した論文「国民経済生活に対する経済学の抽象性」においては最近の分配のあり方に問題があることを指摘している。富める者と貧しい者がピラミッド型に分布し、その底辺が高いことが安定社会をつくる。所が最近の日本の分配構造はエッフェル塔型にそびえつつある。国民の90%が中産階級意識をもっている内はよいが、この90%が不満階級となる可能性は強い。そうして、このエッフェル塔型の分布は、市場経済原理によってつくられてきたものというより、社会勢力関係で人為的につくられてきた面が強い。戦後の医師の経済的特権的地位も、医師会の政治勢力と、国の医療制度との関連性により造出されたものである。(これは前掲「経済生活の現実に対する歴史的視点よりのアプローチ」において指摘している点である)又、新聞を賑わしている多くの問題は、我が国経済社会の構造的体質に深くかかわっているものが多い。前総理、田中角栄をめぐるロッキード事件はもとより、プラント輸出、海外援助や、公共事業に関する利権と、その見返りとしての政治献金、更には大学の入試不正問題まで、その根を探つねると、ここに根源をもっている。立教大学の和田八束教授は、その論文「日本的財政の権力構造⁽³⁸⁾」において政治勢力にからむ利権問題を列挙すると共にそのむすびの言葉として、「表面的なキレイ事のみを理論的に扱っている学問が、国民にとっては何らの助力にもならず、かえって物事の本質を隠蔽する役目をもたされている」とのべている。ここに経済に働いている勢力を解明し、国民の目を真実に対して開かせる社会的要請があるように思われる。

白昼にさらされた妖怪は、もはや妖怪であることはできなくなる。不正不当な勢力作用が白昼にさらされると、必ずこれを中和せんとする勢力の反作用が発生する。社会は、こうした勢力均衡運動によって中正を守りうる。このような是正運動を仏教の維摩経では「等力」をあらわす維摩の力

と説いている⁽³⁹⁾。この維摩の働きは、小は大学の教授会といった小社会にも見られるし、ポーランドや、アフガニスタンの抵抗運動も、この維摩の「等力」をあらわす作用によるものと見られないこともない。

我が国の政界、財界官界の癒着と、官僚機構の肥大化も、国民の目に見えぬ所で成長してきたが、財政再建問題にからんで、白昼にさらされる時、やはり是正への道を歩むことになる。しかし、維摩の働きを現わすには、学者、評論家、実際運動家、国民大衆がこれを現わすように思考し行動せねばならぬもので、無為無策、権力に追従する事大思想のみでは、この働きは現われてこない。

(注) 学者が、役所の審議会の委員とか何とかになって、役所の政策のカムフラージ役をつとめることを有難がっているようでは、どうにもしようのないことである。

又維摩の働きは、維摩経偈にあるように「これを立つるに等力を以てし菩薩威勢を現じ降伏して和安ならしむ」所にあるので対立抗争は一つの手段的段階に過ぎないわけであるから、究極的「和安」が大切なことは申すまでもない。

更には、「自由経済にまかせる分野と、そうでない分野をどのように設定するか」ということも現代社会の重大な課題である。フリードマンの著書「選択の自由⁽⁴¹⁾」は、これを問題にし、これが財政の再建とからんで、我が国でも大きな関心をよびおこしている。

しかし、こうした問題も、只、アメリカの物真似をすればよいというものではない。我が国の実情に即した合理的な道が探究されねばならない。先進国に追従した時代の日本の進路は比較的容易であった。今後は日本自身が文明社会は如何にあるべきかを独創的に創造してゆかねばならない。

この時にあたっては、外国文献への追従学問のみでは用をなさぬし、机上の観念論も意味をもたない。現実認識の上に未来への指標をかかげる学問こそが社会より要請されるものである。それには、まず現実の正しい認識が必要であり、新勢力説はこれに一つの示唆を与えるものだと思う。

(旧来の経済学はその枠を破らなければ現実の経済問題に解決を与えることができなくなっている。)

おわりに

尚本論では引用文が極めて多くなった。しかし、これは有名学者の文章をつぎはぎにして一論を合成したのでもなければ、これに便乗しようとしたのでもない。私自身の考えを納得して理解してもらうためには、くどいようでも、これを掲載しておく必要があると思ったからである。又、私自身が理解した現実を語るために先人の言葉を借りたところも少くない。この本旨を御理解いただければ幸いである。

本論における私の問題意識は遠く、大学生時代に根ざしている。私は昭和16年、第六高等学校の同窓のクラスメートで出版していたガリ版刷りの「鵬」という会誌に「経済の歴史的考察」という

一論をのせてこれを問題にした⁽⁴⁰⁾。その後このような考えは胸底の奥深く秘められていたが、日大、名東孝二教授の「生活者経済学」に触発されて、前記の「国民経済生活に対する経済学の抽象性」「経済生活に対する歴史的視点よりのアプローチ」という二論を生むことになり更に本論をまとめることになった。これ等の論文を併読していただければ私の真意はより鮮明に御理解いただけるのではないかと思う。

尚これは蛇足かも知れないが、これ等三論文に表明した所は、何れも私にとってはある意味では幻滅の所産である。人生や社会国家に、もっと崇高なものを求めながら、その幻滅として現実に思い到らされ、その理解させられた現実を書いたものである。しかしその幻滅の中から新たな人類の希望といったものも考えられるように思う。

(注) 考えてみれば、学問というものは、本質において、この幻滅において生れてきたといえるのかも知れない。神を求める所に学問は出発し、神を見つけることができず、自然の法則や社会の法則を発見した。これが学問であるとも考えられるからだ。

注(1) The Wealth of Nations by Adam Smith (昭21.7.20 能加美出版(株)発行)

p. 68~85 Chapter VIII of the Wages of Labour

p. 99~127 Chapter X of Wages and Profitts in The Different Employment of Labour and Stock

- (2) The Wealth of Nations (前掲) p. 73
- (3) The Wealth of Nations (前掲) p. 100~104
- (4) The Wealth of Nations (前掲) p. 99
- (5) 高田保馬著「勢力説論集」(昭16.12.5 (株)日本評論社) 231頁~233頁
- (6) 高田保馬著「勢力説論集」(前掲) 54頁
- (7) 高田保馬著「勢力説論集」(前掲) 55頁~57頁
- (8) 高田保馬著「勢力説論集」(前掲) 59頁~60頁
- (9) 岸本誠二郎著「現代経済学の史的展開」(昭50.9.5 (株)ミネルヴァ書房) 82頁~83頁
- (10) マルクス著長谷部文雄訳「資本論」第2巻(1974.6.4 (株)青木書店) 839頁~840頁
- (11) 「現代経済学の史的展開」(前掲) 86頁
- (12) The Wealth of Nations (前掲) p. 81
- (13) 「資本論」第2巻(前掲) 839頁~881頁
- (14) 「現代経済学の史的展開」(前掲) 85頁~86頁
- (15) 「現代経済学の史的展開」(前掲) 184頁~185頁
- (16) 「勢力説論集」(前掲) 22頁~23頁
- (17) 「勢力説論集」(前掲) 28頁
- (18) 「勢力説論集」(前掲) 188頁~189頁
- (19) 「勢力説論集」(前掲) 150頁
- (20) 「勢力説論集」(前掲) 35頁~36頁
- (21) 「勢力説論集」(前掲) 151頁~152頁
- (22) 「勢力説論集」(前掲) 40頁~41頁
- (23) 「勢力説論集」(前掲) 14頁
- (24) 「勢力説論集」(前掲) 33頁~34頁
- (25) 「勢力説論集」(前掲) 自序1頁

- (26) 「勢力説論集」(前掲) 73頁～108頁
- (27) 「勢力説論集」(前掲) 5頁
- (28) 「勢力説論集」(前掲) 4頁～6頁
- (29) 「勢力説論集」(前掲) 186頁～215頁
- (30) 「城西大学開学十周年記念論文集」(城西経済学会誌第11巻1.2.3.合併号—1975年4月) 124頁～138頁
- (31) 「日本経済新聞」昭和55年6月28日
- (32) 「The Practice of Management by Peter. F. Drucker (Modern Asia Edition) First Printing 1961 Fourteenth Printing 1961 p. 174～175
- (33) 青沼・室本・山城編「多重化する社会と産業」(1981.1.20 朝新評論社) 72頁～84頁, 武田実「国民経済生活に対する経済学の抽象性」
- (34) 「勢力説論集」(前掲) 232頁～234頁
- (35) 名東孝二編「生活者経済学の提唱」(昭和56年4月20日合同出版(株)発行) 93頁～112頁
- (36) K. ポランニー著 玉野井芳郎栗本慎一郎訳「人間の経済」I (1980.6.24 岩波書店) 38頁～48頁
- (37) 「勢力説論集」21頁～22頁
- (38) 「多重化する社会と産業」(前掲) 329頁～339頁
- (39) 西田天香著「一燈無尽」(1968.2.10 朝春秋社) 272頁
- (40) 「鵬」2号(昭和18.5.15 鵬会) 188頁～205頁
- (41) M & R. フリードマン著 西山千明訳「選択の自由」(昭55.5.26 日本経済新聞社)